

○文部科学省告示第四百十三号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十八条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十七条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十四条第一項の規定に基づき、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣 松本 洋平

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程

（認定の基準）

第一条 地域高等教育機会確保特例認定大学等（大学設置基準第五十八条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定大学、専門職大学設置基準第七十七条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定短期大学及び専門職短期大学設置基準第五十一条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定短期大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。）の認定基準は、次のとおりとする。

一 地域高等教育機会確保特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする

る大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

二 認定を受けようとする大学が、次条の申請の日の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第三項の規定により受けるものを除く。第九条第二項第八号において同じ。）において適合認定を受けていること。

三 認定を受けようとする大学が、次条の申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

ロ 財政状況が健全でなくなったこと。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四 次に掲げる事項が、次条の申請計画書において明らかにされていること。

イ 申請目的

ロ 地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（以下「地域高等教育機会確保に資する教育」という。）を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）（当該学部等が、国の基準に従い指定等さ

れる資格養成施設の課程である場合においては、当該基準を所管する国の機関と協議し、当該国の機関が地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要であると認めた課程に限る。）

ハ 地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情

ニ 地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定

ホ 他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容

ヘ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置

ト 実施予定期間

五 前号の申請計画書の内容が、大学等連携推進法人が組織されている場合においては当該法人と連携して行われること、大学等連携推進法人が組織されていない場合においてはこれに類する組織を整備して行われること並びに協議会（大学設置基準第五十八条第一項、専門職大学設置基準第七十七条第一項、短期大学設置基準第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準第七十四条第一項に規定する協議会をいう。）の構成員その他の地域の関係者と確実に連携して実施されることが見込まれること。

（認定の申請）

第二条 認定を受けようとする大学の学長は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

(認定の手続等)

第三条 文部科学大臣は、前条の申請があつた場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとする。第五項の規定により認定期間を延長するとき及び第五条第一項の規定により地域高等教育機会確保特例認定大学等が前条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びニに掲げるものに限る。第五条第一項において同じ。）を変更しようとするときも同様とする。

3 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、前条の申請計画書により大学が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。

4 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。前条第五項の規定による認定期間の延長を認めるとき、次条第二項の規定による変更の届出があつたとき並びに第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。

2 前項の規定による公示は、地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る第二条の申請計画書を踏まえ、地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容、当該地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等及びその全部又は一部によらないこととされた特例対象規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

(申請計画書の内容変更)

第五条 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項(第一条第四号ロ及びニに掲げるものを除く。)を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な事項については、この限りでない。

(実施状況報告書等)

第六条 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、毎計画年度(認定期間をその開始の日から一年ご

とに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。）  
実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後三月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。  
い。

2 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による実施状況報告書の提出に代えることができる。

（報告の徴収等）

第七条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

（措置の要求）

第八条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第九条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等から認定の取消しの申請があつたときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二 地域高等教育機会確保に資する教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。

三 第五条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同条の調査に応じなかったとき。

六 前条の規定による措置をとらなかつたとき。

七 前各号のほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

八 認定された後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかつたとき。

3 文部科学大臣は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、行うものとする。

(認定期間に係る特例)

第十条 地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定を受けた日から当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、第一条第四号ロの学部等における地域高等教育機会確保に資する教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る地域高等教育機会確保に資する教育を継続することができる。

2 前条第一項及び第二項の規定により認定を取り消された場合についても、前項と同様とする。

#### 附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。